

厚生委員会議案説明資料

令和4年6月29日

件名	頁
1 第51号議案 足立区墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(衛 生 部)

第 5 1 号議案説明資料

令和 4 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部 足立保健所 生活衛生課
内 容	<p>1 概要</p> <p>会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 7 1 号）の公布（令和元年 1 2 月 1 1 日）により、宗教法人法の一部が改正される（※）。</p> <p>これを受け、足立区墓地等の経営許可等に関する条例（以下「足立区墓地条例」とする。）の一部を改正する。</p> <p>（※）宗教法人法の一部改正：令和 3 年 1 2 月 1 7 日公布、令和 4 年 9 月 1 日施行</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>インターネットの普及により、従たる事務所の登記の意味合いが薄くなってきたことから、会社法において、支店の所在地の登記が廃止された。</p> <p>これに伴い、宗教法人法においても第 5 9 条（従たる事務所の所在地における登記）が削除されたため、足立区墓地条例第 3 条第 2 号中の「同法第 7 条に規定する主たる事務所又は同法第 5 9 条第 1 項に規定する従たる事務所」の文言を「同法第 5 2 条第 2 項又は第 5 3 条の規定により登記された事務所」に改める。</p> <p>3 施行日</p> <p>令和 4 年 9 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	<p>令和 4 年 3 月 2 8 日現在、区内に宗教法人の従たる事務所で墓地等の許可を得ているところはないため、本改正による区への直接的な影響はない。</p> <p>なお、区内に墓地等を造成する際には、主たる事務所又は従たる事務所の所在地が足立区にあれば、保健所に経営許可申請等を行う必要がある。</p> <p>そのため、墓地等造成の許可申請等が出された際には、保健所として引き続き厳正な審査に努めていく。</p>

足立区墓地等の経営許可等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
○足立区墓地等の経営許可等に関する条例 平成 24 年 3 月 28 日条例第 21 号	○足立区墓地等の経営許可等に関する条例 平成 24 年 3 月 28 日条例第 21 号
第 1 条から第 3 条 (1) (省略)	第 1 条から第 3 条 (1) (現行のとおり)
(経営主体) 第 3 条 (2) 宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第 4 条第 2 項に規定する法人で、同法第 7 条に規定する主たる事務所又は同法第 59 条第 1 項に規定する従たる事務所を足立区内に有するもの	(経営主体) 第 3 条 (2) 宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第 4 条第 2 項に規定する法人で、同法第 52 条第 2 項又は第 53 条の規定により登記された事務所を足立区内に有するもの
第 3 条 (3) から第 23 条 (省略)	第 3 条 (3) から第 23 条 (現行のとおり)
付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例 (昭和 59 年東京都条例第 125 号) 第 16 条第 1 項による標識の設置をした者が当該標識に係る墓地等の経営又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張の許可の申請をするときの手続及び許可の基準は、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に存する墓地等及び前項の規定により従前の例により許可を受けた墓地等に係る施設の設置場所及び施設の構造設備の基準については、墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を	付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例 (昭和 59 年東京都条例第 125 号) 第 16 条第 1 項による標識の設置をした者が当該標識に係る墓地等の経営又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張の許可の申請をするときの手続及び許可の基準は、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に存する墓地等及び前項の規定により従前の例により許可を受けた墓地等に係る施設の設置場所及び施設の構造設備の基準については、墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を

拡張し、又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更するまでの間は、第11条から第16条までの規定を適用せず、なお従前の例による。

拡張し、又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更するまでの間は、第11条から第16条までの規定を適用せず、なお従前の例による。

付 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。